(六)　基金の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成一三年法律第一四〇号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）の規定に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成一一年法律第四二号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）の規定に基づき総務大臣がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなすこととした。（第一四条及び第一五条関係）

(七)　廃止法の施行の日以後における戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二二年法律第四五号）の適用について、必要な読替えを行うこととするとともに、基金の解散前に同法の規定に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、同法の規定に基づき総務大臣がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなすこととした。（第一六条関係）

3　施行期日

この政令は、廃止法の施行の日（平成二五年四月一日）から施行することとした。

◇**日本中央競馬会の平成二十五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令**（政令第五二号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二五事業年度において、平成二四事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令**（政令第五三号）（環境省）

1　特定原子力施設として指定された東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設については、実施計画の認可があった場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の規定の一部を除き、法の規定を適用することとした。（第一条関係）

2　法第六四条の三第七項の検査に関する事務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島西飛行場」の下に「、岩国飛行場」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十五年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年九月までの譲与時期に係る航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「とする」を「と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五百平方メートル）」とする」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三